

平成24年度決算における健全化判断比率等

平成25年9月25日
財 政 課

1. 健全化判断项目及び比率等

(※地方公共団体の財政健全化に関する法律において、毎年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表が義務付けられている。)

項 目	内 容	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	一般会計等の赤字の比率	13.29%	20.0%	監査委員の 審査⇒議会 報告・公表
連結実質赤字比率	全会計の赤字の比率	18.29%	30.0%	
実質公債費比率	一部事務組合を含めた公債費 の一般会計等の負担額の比率	25.0%	35.0%	
将来負担比率	土地開発公社、第三セクターを 含めた負債額の比率	350.0%	—	

※本町の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて上記数値で定められている。

早期健全化基準(黄信号)

早期健全化団体⇒財政健全化計画を
策定し自主的な改善努力による財政
健全化を図る。

財政再生基準(赤信号・破綻)

財政再生団体⇒財政再生計画を策定し
国等の関与により確実な再生を図る。

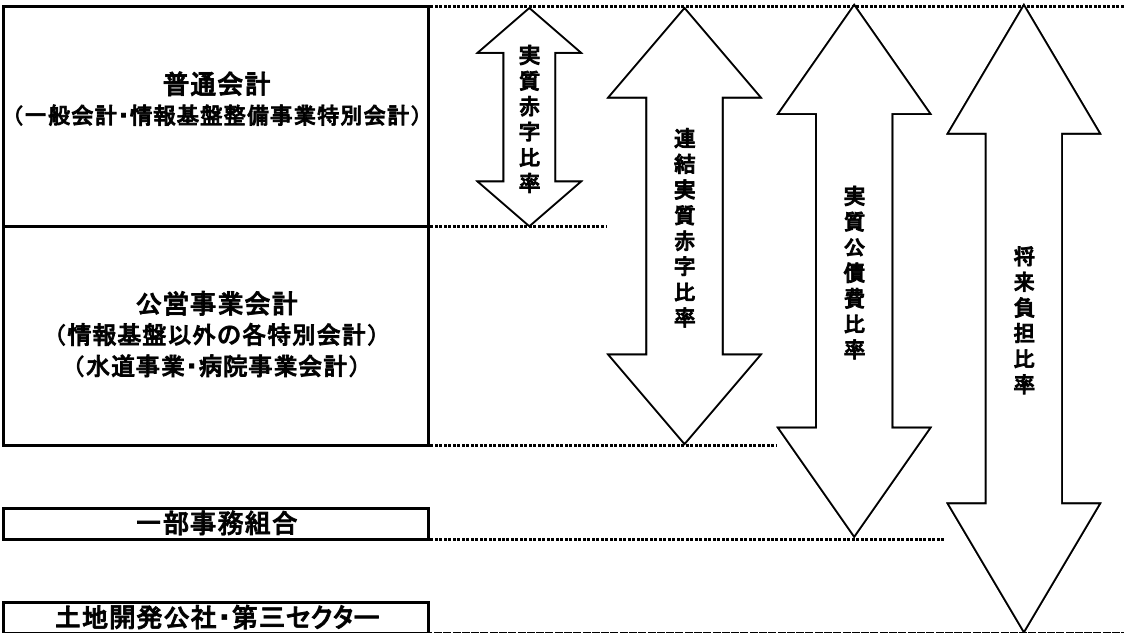
2. 本町の各健全化判断比率

- 平成24年度決算における健全化判断比率の算定結果は、次のとおりである。
- いずれの指標も財政健全化計画の策定が必要となる早期健全化判断基準を下回る数値となった。

項 目	早期健全化基準	財政再生基準	H24年度決算数値	数値内容	備考
実質赤字比率	13.29%	20.0%	—	赤字比率なし	監査委員の 審査⇒議会 報告・公表
連結実質赤字比率	18.29%	30.0%	—	赤字比率なし	
実質公債費比率	25.0%	35.0%	17.5%	早期健全化基準以下	
将来負担比率	350.0%	—	119.5%	早期健全化基準以下	

※実質赤字額又は連結実質赤字額のない場合は、「—」を記載している。

健全化判断比率等の対象範囲について



※ 資金不足比率

- 平成24年度における資金不足比率の算定結果は、次のとおりとなっている。
- 全ての会計において、資金不足比率は発生していない。

(単位:百万円)

会 計 名	資金不足額 (資金剰余額) a	事業規模 b	資金不足比率 (資金剰余比率) a/b	備 考
病院事業会計	— (286)	669	— (42.74%)	事業規模は、営業収益の額から、受託工事収益の額を除いたもの。
水道事業会計	— (304)	146	— (208.49%)	事業規模は、営業収益の額から、受託工事収益の額を除いたもの。
簡易水道事業特別会計	— (9)	95	— (9.32%)	事業規模は、営業収益に相当する収入から、受託工事収益に相当する収入を除いたもの。
農業集落排水事業特別会計	— (8)	46	— (17.98%)	事業規模は、営業収益に相当する収入から、受託工事収益に相当する収入を除いたもの。
電気事業特別会計	— (4)	36	— (10.28%)	事業規模は、営業収益に相当する収入から、受託工事収益に相当する収入を除いたもの。
下水道事業特別会計	— (20)	178	— (11.33%)	事業規模は、営業収益に相当する収入から、受託工事収益に相当する収入を除いたもの。

※ 資金不足額又は資金不足比率のない場合は、「—」を記載している。

平成24年度決算に基づく北広島町の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準を下回っています。引き続き、健全な財政運営を行っていきます。

問合せ先:財政課 財政係
Tel 050-5812-1859